

九州大学情報基盤研究開発センター規則

平成16年度九大規則第143号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月27日
(令和3年度九大規則第22号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第12条第2項の規定に基づき、情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(センター長)

第2条 学則第25条の規定により、センターに、センター長を置く。

(副センター長)

第3条 学則第25条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、九州大学の専任の教授のうちからセンター長の推薦により、総長が任命する。

(教授会)

第4条 学則第31条の規定により、センターに、教授会を置く。

(全国共同利用運営委員会)

第5条 センターに、センターの全国共同利用に関する事項について審議するため、全国共同利用運営委員会を置く。

2 全国共同利用運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(利用)

第6条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第230号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される副センター長の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年度九大規則第130号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第111号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第22号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。